

（登録の取消し等）

**第307条** 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 特定保険募集人が第279条第1項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第289条第1項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）若しくは第十号のいずれかに該当することとなったとき。
  - 二 不正の手段により第276条又は第286条の登録を受けたとき。
  - 三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
- 2 内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

## I 趣旨

本条は、特定保険募集人または保険仲立人が、登録拒否事由の一部に該当することとなったとき、不正の手段により登録を受けたときまたは本法の規定や本法の規定に基づく内閣総理大臣の処分に違反したときその他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるときに、特定保険募集人または保険仲立人の登録を取消し、または6か月以内の期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨ならびに特定保険募集人もしくは保険仲立人の事務所の所在地またはその所在を確知できない場合にそれらの処分を行う際の特別の手續について定めた規定である。登録制度を通じた保険募集人・保険仲立人に対する監督を実効性あらしめるための規定といえる。

## II 沿革

本条の前身規定となったのは、募集法7条の2および20条である。

本条は、本条による処分の対象になる場合として、①登録後に登録拒否事由に該当することとなったとき(本条1項1号)、②不正の手段により登録を受けたとき(同2号)および③保険業法の規定またはこれに基づく処分に違反し、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき(同3号)をまとめて定めているが、募集法のもとでは、①②と③は別の条文で規律されていた。すなわち、募集法7条の2第1項は、登録後に登録拒否事由に該当することとなったとき、登録当時に登録拒否事由に該当していたことが登録後に判明したとき、不正の手段により登録を受けていたときには、大蔵大臣は、登録を取り消さなければならないとしており、他方、同法20条1項<sup>1)</sup>

---

1) 募集法20条に至るまでの沿革や同条の規定内容の変遷については、鴻常夫

は、同法または同法に基づく大蔵大臣の命令もしくは他の法令に違反したとき（同1号）、その他募集に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（同2号）には、大蔵大臣は、期間を指定して業務の停止を命じ、または登録の取消しの処分をすることができると定めていた（同柱書）。

平成7年保険業法改正により、保険募集に従事する者として保険仲立人が解禁されたことから、本条では、募取法時代にはなかった保険仲立人に対する処分も合わせて規定されているが、これ以外にも募取法のもとでの規律と異なる点がいくつかある。

まず、保険業法のもとでは、登録後に登録拒否事由に該当することとなったとき、不正の手段により登録を受けていたときは、本条1項柱書きが定める処分（登録の取消しまたは業務の全部もしくは一部の停止）の対象になることが定められているにとどまり、募取法7条の2第1項のように当然に登録取消事由になることとはされていない。

また、登録時に登録拒否事由に該当していたことが登録後に判明したときは、そもそも本条による処分の対象とはされていない。ただし、保険業法のもとでは、登録申請書類に登録拒否事由（ただし、279条1項6号・289条1項6号を除く）に該当しないことを誓約する書面を添付することが求められており（277条2項1号・287条2項1号）、登録拒否事由に該当しているにもかかわらず該当しないと誓約する書面を添付した場合には、不正の手段により登録を受けたとして、本条1項2号により登録取消し等の処分の対象になると思われる。

さらに、保険業法のもとでは、保険業法以外の法令に違反したことそれ自体がただちに本条による処分事由には該当するわけではない。当該法令違反が登録拒否事由に該当する場合や保険募集に関し著しく

---

監修『「保険募集の取締に関する法律」コンメンタール』（以下「募取法コンメ」と引用する）（1993年、安田火災記念財団）273頁以下〔田川士郎＝中野孝〕参照。

不適当な行為をしたものと評価される場合にかぎって処分事由になるというのが保険業法の立場である。

このほか、特定保険募集人等の所在が確知できない場合等に登録を取り消すことができるとする本条 2 項に相当する規定は募集法にはなく、保険業法において導入されたものである。

なお、募集法 20 条 2 項では、同 1 項による処分を行う際には、聴聞手続を経て処分をすべきことや、処分後に理由を記載した文書をもって被処分者に対して通知すべきことを定めていたが、保険業法に基づく不利益処分には行政手続法が適用されることから、保険業法には、募集法 20 条 2 項に相当する規定が置かれていない。

### Ⅲ 解釈

#### 1 本条による処分の対象となる者

本条は、特定保険募集人および保険仲立人に対する処分を定めるものであり、保険募集を行うことができる者のうち特定保険募集人にも保険仲立人にも当たらない者は本条の適用対象ではない。特定保険募集人とは、保険募集人のうち、募集を行うために登録を受けなければならない者を総称する概念であり、具体的には、生命保険募集人、損害保険代理店および少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）がこれに当たる（276条）。損害保険会社の役員・使用人、損害保険代理店の役員・使用人、特定少額短期保険募集人は、登録を受けることなく保険募集を行うことができる者であって特定保険募集人ではないから、本条の適用対象ではない。また、保険仲立人の役員・使用人も登録を受けることなく保険募集を行うことができる者であって保険仲立人そのものではないから、やはり本条の適用対象ではない。これは、保険業法が、登録を受けて保険募集を行う者を監督することを保険募集規制の中心に据え、登録を受

けることなく保険募集を行う者については、使用者たる保険会社、登録を受けた保険募集人または保険仲立人の監督を通じて規制すればよいという方針をとっていることによるものと思われる。このように、特定保険募集人と保険仲立人のみを規律対象としているのは、立入検査等について定める305条、業務改善命令について定める306条も同様であり、これらの条文においても、登録を受けない保険募集人と保険仲立人の役員・使用人の監督は、使用者たる保険会社、登録を受けた保険募集人または保険仲立人を通じて行われることが予定されているものと解される。たとえば、損害保険代理店の役員または使用人が300条1項各号に違反する態様で募集を行っている場合には、監督官庁は、特定保険募集人たる損害保険代理店に対して、その役員・使用人が違法な募集を行うのをやめさせるよう業務改善命令を発し（306条）、なお改善されない場合には本条に基づいて損害保険代理店に業務の停止を命じ、さらには当該損害保険代理店の登録を取り消すという措置をとることにより、当該違法な募集行為をやめさせることが想定されているといえよう。

## 2 本条による処分の内容

本条により行うことができる処分は、276条もしくは286条の登録を取消すこと、または6月以内の期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることである。

### （1）登録の取消し

登録の取消しとは、内閣総理大臣の裁量に基づく処分により、276条または286条の登録の効果を将来に向かって消滅させることをいう<sup>2)</sup>。この行政処分は、国民からの申請を待たずに職権で行われる処分であり、かつ、登録の取消しにより保険募集を行うことができな

---

2) 募取法コンメ・276頁〔田川士郎＝中野孝〕。

くなる等の不利益を課すものであるから、不利益処分である。

登録の取消しを受けると、特定保険募集人または保険仲立人として適法に保険募集を行うことができなくなる（276条・286条）のみならず、登録の取消しを受けた日から3年を経過しないと、特定保険募集人または保険仲立人としての登録を受けることができなくなる（279条1項4号、289条1項4号）。なお、前述のように、登録を要することなく保険募集を行うことができる者については、本条1項による登録の取消しの処分がなされることはありえないが、その者が実質的に本条1項の処分対象事由に該当することとなった場合には、その者を保険会社、特定保険募集人または保険仲立人の役員または使用人として保険募集に関与させ続けることが、使用者たる保険会社等にとっての処分対象事由になることがあるし（たとえば、法人たる損害保険代理店の役員が破産した場合は、279条1項9号の事態が発生することになり、本条1項1号に該当する）、そうはならない場合（たとえば、法人たる損害保険代理店の募集に携わる使用人が保険業法に違反した場合）でも、その者を保険募集に関与させることが「保険契約者等の利益を害する」と判断されるなら、306条によりその者を保険募集から排除するよう業務改善命令が出されるであろうから、いずれにせよその者が保険募集から排除されることになると思われる。また、それらの者が、当該雇い主のもとを離れて、自ら特定保険募集人または保険仲立人として登録を受けることや、別の雇い主の下で保険募集を開始することも、279条1項、289条1項および本条1項の規定を組み合わせることにより、多くの場合、排除されることになると思われる。

（2）6月以内の期間を定めた業務の全部または一部の停止の命令

ここでいう業務とは、特定保険募集人または保険仲立人が行う業務、すなわち保険募集にかかる業務を指し、具体的には、保険契約

の締結の代理または媒介にかかる業務をいう（2条26項）。募取法のもとでは、業務停止の期間を制限する明文の規定がなかったため、どの程度まで業務停止を命ずることが可能かについて議論されていたが、保険業法のもとでは、業務停止の期間は6月を超えることができない。業務の一部の停止とは、当該特定保険募集人または保険仲立人が行う保険募集業務のうち、一部についてのみ停止を命ずるものであり、たとえば、特定の保険商品の保険募集（または一定の地域における保険募集）についてのみ違法または不適当な行為があった場合に当該保険商品の募集についてのみ（または当該地域での保険募集についてのみ）業務停止を命ずることなどが考えられる。

特定保険募集人または保険仲立人が顧客に対して保険契約締結の勧誘を行い、顧客が保険加入の意思を固めたところで業務停止処分があると、顧客は保険契約の申込み、保険料の支払い、告知義務の履行等の機会を失うことで保険加入が遅れるという不利益を被りうる。このような顧客側の不利益を考慮して、既に勧誘行為に入っている取引を除いて業務停止処分を下す（業務の一部の停止）ということが考えられるが、他の特定保険募集人または保険仲立人に保険募集業務を引き継がせるため、それらの者を紹介する行為のみを許容して、保険募集行為自体は禁ずるということも考えられるであろう。なお、業務の全部の停止が命ぜられた場合、処分を受けた特定保険募集人または保険仲立人は、顧客から受領した保険契約申込書・保険料・告知書を保険会社に送付することや、顧客から受けた保険事故発生の通知を保険会社に伝えることすら禁じられると解すると、保険者・保険契約者の双方にとって不都合な結果が生じかねない。そのような行為は除外して業務の一部停止を命ずることとすれば、このような問題は生じないが、かりに業務の全部停止が命じられた場合でも、これら特定保険募集人等が当該行為を行うことが

保険者・保険契約者の双方から期待されるような行為については、業務停止の対象にはならないと解すべきであろう<sup>3)</sup>。

### 3 本条 1 項の処分の対象となる事由（本条 1 項 1 号～3 号）

（1）特定保険募集人が279条 1 項 1 号・2 号・3 号・4 号（保険業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、5 号、7 号、8 号（同項 6 号に係る部分を除く。）、9 号（同項 6 号に係る部分を除く。）、10 号、11 号のいずれかに該当することとなったとき（本条 1 項 1 号前段）

279条 1 項 1 号～11号は、特定保険募集人の登録拒否事由を列挙した規定であり、このうち、「申請の日前 3 年以内に保険募集に関して著しく不適当な行為をした者」を登録拒否事由とする同 6 号以外の事由が登録後に生じた場合には、本条 1 項の処分対象事由となる。279条 1 項 6 号が除かれているのは、登録後に 6 号の事由が生じることは論理的にありえないからである。登録後に、「保険募集に関して著しく不適当な行為をした」場合には、そのこと自体が本条 1 項の処分対象事由となる（同 3 号）。

募取法のもとでは、(a)登録後に登録拒否事由に該当することとなったとき、(b)登録時に登録拒否事由に該当していたにもかかわらず登録されてしまったことが登録後に判明したとき、(c)不正の手段を用いて登録を受けたときは、登録を取り消さなければならないとされていた。保険業法のもとでは、登録を取り消すか、業務の停止を命ずるかは内閣総理大臣の裁量により決せられることになるが、上記の(a)(b)(c)のケースはそもそも特定保険募集人として保険募集に携わるべきではないケースといえるから、登録取消しの処分を原則とすべきであろう。もっとも、損害保険代理店の役員の中に279条 1

---

3) 募取法コンメ・275頁 [田川士郎＝中野孝]。



項1号～6号に該当する者がいることはそのこと自体が損害保険代理店の登録拒否事由とされているが（同9号）<sup>4)</sup>、いったん登録された損害保険代理店の役員の中に、事後的に279条1項1号～6号に該当する者が生じた場合に当該損害保険代理店の登録をいきなり取り消すのは行き過ぎであると思われる。一定の期間を定めて業務全部の停止を命ずるか、または一定期間内に当該事態を解消することを命ずる業務改善命令を発したうえで、当該期間の満了時に279条1項1号～6号該当者が役員を退任していない場合に登録を取り消すなどの段階的処置がなされるべきであろう。

（2）保険仲立人が289条1項1号・2号・3号・4号（保険業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、5号、7号、8号（同項6号に係る部分を除く。）、9号（同項6号に係る部分を除く。）、10号のいずれかに該当することとなったとき（本条1項1号後段）

保険仲立人が、保険仲立人としての登録後に登録拒否事由に該当することとなった場合に、本条による処分の対象となることを定めたものである。289条1項6号（「申請の日前3年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者」）に該当することとなったときが処分対象事由とされていない理由は、特定保険募集人について述べたところと同様であるが、その他（1）において述べたことは、ここでも基本的に妥当するといつてよい。

ただし、保険仲立人の登録拒否事由を定めた289条1項には、特定保険募集人の登録拒否事由を定めた279条1項にはない、「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足る能力を有しない者」（289条1項10号）

---

4) 損害保険代理店の保険募集を行う使用人の中に、279条1項1号～6号該当者がいることは、損害保険代理店の登録拒否事由とはされていない。保険仲立人については、保険募集を行う使用人の中に、289条1項1号～7号該当者がいれば登録拒否事由になるとされているのは異なっている。

という包括条項的な登録拒否事由が掲げられており、登録後にこれに該当することとなった場合も本条1項の処分対象事由とされている点をどのように考えるかという問題がある。いったん登録を認めた者について、「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足る能力」があるか否かといった主観的要素が入り込みやすい基準により登録取消し等ができるとすると、不利益処分が恣意的になされかねないからである。この点につき、「保険会社向けの総合的な監督指針」では、289条1項10号の登録拒否事由は、「登録申請者が法人の場合にあっては、募集に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合にあっては、当該個人及び募集に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種別に応じて、保険募集に関する法令、保険契約に関する知識及び保険募集の業務遂行能力等に関する試験の合否等により、判断するものとする。<sup>5)</sup>」としており（監督指針V-1-6(2)、V-1-7）、日本保険仲立人協会の資格試験に合格しているかどうかを判断基準とする考え方が示されている。登録時にこのような基準によって289条1項10号の事由があるかどうかを判断しているとすると、保険仲立人が登録時の人員構成と変わらない構成で保険募集を行い続ける限りは、登録後に同号の事由が生ずることは原則としてないと考えられよう。しかし、保険仲立人が登録後にそれらの試験に合格していない者を保険募集に従事する役員や使用人として新たに任用・雇用したり、既存の役員や使用人が試験に合格していないタイプの保険商品を新たに扱うようになった場合は、登録後に289条1項10号の事由が生じているとみることができ、本条1項の処分対象事由に該当することになる。

(3) 不正の手段により、276条または286条の登録を受けたとき（本

---

5) ただし、この一文は日本語としては不適切である。「…のそれぞれが、…に関する試験に合格しているかどうか等により、判断するものとする。」という表現に改められるべきである。

条1項2号)

まず第一に、他人の名義で登録を受け、その他人になりすまして保険募集を行うケースはこれにあたる。自己の名義で申請すると、登録拒否事由があることを知られて登録が拒否されるおそれがある場合に、このような不正行為が行われる可能性がある。

次に、登録申請書またはその添付書類に虚偽記載をして登録を受けた場合も、「不正の手段により…登録を受けたとき」にあたりと解される。募集法とは異なり、保険業法では、申請者が申請時に登録拒否事由に該当していたにもかかわらず誤って登録され、その後その事実が判明した場合を、独立の処分対象事由とはしていない。しかし、登録拒否事由に該当していたにもかかわらず誤って登録がされるケースでは、申請者が、登録拒否事由には該当しないという虚偽の誓約をして（虚偽の内容を記載した277条2項1号の登録拒否事由非該当誓約書面〔以下「誓約書面」とも略する〕を添付して）いるのが通例であろうし、このような虚偽誓約があった場合は不正の手段により登録を受けたものとみることができる。そして、この場合の処分内容は登録の取消しとされるべきである。虚偽誓約がなければそもそも登録を受けられなかったはずだからである。

登録拒否事由に該当するにもかかわらず、申請者がそれに該当しないと誤解して誓約書面を添付してしまった場合も同様に考えてよいであろう。「不正の手段により」という文言からすると、過失によって虚偽誓約がされた場合もこれに含めてよいか問題となりうるが、含まれると解すべきである。277条2項1号または287条2項1号により誓約が求められている登録拒否事由の存否について、申請者が過失により判断を誤るということは考えにくいし、虚偽誓約がなければ登録されていなかったはずのケースについて申請者の故意を証明できないからといって登録の効力を維持することが妥当とは思え

ないからである<sup>6)</sup>。

なお、279条1項6号・289条1項6号の事由（申請の日前3年以内に保険募集に関して著しく不適当な行為をしたこと）は、これに該当しないことが277条2項1号・287条2項1号の誓約対象とはされていない<sup>7)</sup>から、申請者が、そのような事由があったと自認し、かつ、そのことを隠して申請しても、保険業法違反となるわけではない。また、279条1項6号・289条1項6号の事由について黙ったまま登録を申請したことが、不正の手段によって登録を受けたとみることも困難であろう。したがって、監督官庁が申請者に279条1項6号・289条1項6号の事由があることに気が付かずにその者を登録してしまった場合は、当該事由があったことやそれについて黙っていたことを理由としてこの者の登録を事後的に取り消すことはできないと解される。このことが実質的に問題となるのは、特定保険募集人ではない保険募集人（たとえば損害保険代理店の使用人）が申請の日前3年以内に収受した保険料の流用等の不適当行為をしていた場合である<sup>8)</sup>。募取法のもとでは、登録ときに「募集に関して収受し

---

6) 保険研究会編『コンメンタール保険業法』（1996年、財経詳報社）485頁以下では、登録申請書またはその添付書類の虚偽記載を一般的に本条1項2号の処分対象行為としており、過失による虚偽記載も含む趣旨とみることもできそうである。

7) 279条1項6号の事由に該当しないことが277条2項1号の誓約対象とはされていないのは、かかる事項を申請者本人に誓約させることが不合理であるからだとされている（安居孝啓編著『最新保険業法の解説〔改訂版〕』（2010年、大成出版社）946頁）。「著しく不適当な行為」があったかどうかは評価を伴う事実であり、これを行為者本人に評価させて誓約させるのは誓約書面の制度趣旨に合わないということであろう。

8) 不適当行為をした者が行為当時に登録を受けて保険募集を行う者であった場合には、その者は当該行為を理由として登録取消しの処分を受ける可能性が高く、その者が3年経過前に再度の登録の申請をしても、279条1項4号の登録拒否事由に該当するし、かりに何らかの事情で誤って再度の登録がされても、誓約書面の虚偽記載を理由として当該再度の登録を取消す

た保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行為をなし、その他募集に関して著しく不適當な行為をなした」者であったことが、登録後に判明した場合、独立の登録取消事由となることが明文で定められていたため（同法7条の2第1項2号、5条1項6号）、不適當行為の当時に登録を受けていなかった保険募集人についても対処可能であったが、これに相当する条文が削られた保険業法のもとでは、かかるケースについて登録取消し等の処分をする術はないということになる<sup>9)</sup>。

#### （4）この法律に違反したとき（本条1項3号前段）

保険業法の規定に違反した場合をいう。その典型は、保険募集の際の禁止行為を定めた保険業法300条1項各号の行為をした場合である。300条1項9号に基づき保険業法施行規則234条1項各号が定める行為

---

ことができる（279条1項4号の登録拒否事由があるのにそれがないとの虚偽の記載をしたおかげに登録を受けることができたのであれば、不正の手段により登録を受けたとみることができるからである）。これに対し、不適當行為の当時に登録対象ではなかった保険募集人については、不適當行為があっても「登録」がない以上は登録取消しという事実が生じることはないし、279条1項6号の登録拒否事由があるにもかかわらず誤って登録がされてしまった場合にも誓約書面の虚偽記載を理由として登録取消し等の処分をすることはできないことになる（不適當行為により279条1項2号・3号所定の刑事罰を受けていれば別である）。

- 9) 募集法から保険業法に移行する際になぜこのような改正が行われたのかは明らかではないが、当時の証券取引法の外務員登録の規制（不適當行為が事後的に判明をしたことは登録取消事由とはされていなかった。金商法の規制も基本的に同様である。金商法64条の2第1項参照）が参考にされたという可能性はあろう。

本文で述べたとおり、問題となるのは損害保険代理店の使用人等として不適當行為をした過去があるというケースであるから、そのような不適當行為の記録が監督官庁で保存され、その後の登録申請時にそれらの記録が正しく照会されることで279条1項6号にしたがった登録拒否が行われるならば、実質的な問題はないといってもよいであろう。

をした場合も300条 1 項違反を構成するから、本条による処分の対象となる。銀行が特定保険募集人または保険仲立人として保険募集を行う場合には保険業法施行規則212条～212条の 5 の制限に服するが、これらの制限に違反する場合も保険業法275条 1 項に違反することになるから、やはり本条による処分の対象となる。

保険業法違反の行為があった場合、内閣総理大臣は本条所定の処分を行うことができるが、ただちに登録の取消または業務停止の処分をしなければならないわけではない。保険業法違反行為がある場合でも、まずは、法令違反状態の解消を目指して306条の業務改善命令を発し、なお改善されない場合に保険業法に基づく内閣総理大臣の処分に違反したものとして本条の処分を下すということも許される。

保険業法300条の 2 は、特定保険契約の募集に金融商品取引法の規定が準用されることを定めているが、ここで準用される金商法の規定の違反が、本条 1 項 3 号前段にいう「この法律に違反したとき」にあたるといえるか。準用される金商法の規定の違反は306条の業務改善命令の発動要件（「保険契約者等の利益を害する事実があると認めるとき」）を満たしうるから、金商法違反に対してまずは業務改善命令を出し、これに従わない場合に本条の処分をすることは可能であるが、重大な金商法違反行為がある場合には業務改善命令を飛ばして直ちに本条の処分をするという選択肢もあった方がよいと思われる。「この法律に違反したとき」という文言からすると多少微妙ではあるが、実質判断としては、300条の 2 により準用される金商法の規定に違反する行為は、保険業法（300条の 2）に違反するとみて、本条による処分の対象になるとみてよいように思われる。金商法違反行為については、「その他保険募集に関し著しく不適當な行為をしたと認められるとき」に該当すれば処分対象にするという解釈はもちろん可能であろうが、金融商品取引業者やその外務員は金商法違反により直ちに登録取消し等の処分を受けうる（金商52条 1

項6号・64条の5第1項2号) ののであるから、保険募集においても「著しく不適当な行為」にあたるかどうかという判断を待つことなく、保険業法違反として直ちに処分対象になるとみるべきであろう。

(5) この法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき（本条1項3号中段）

保険業法に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合をいう。その典型は、306条に基づく業務改善命令に違反する場合であるが、本条1項による業務停止処分に違反した場合もここでいう「処分に違反したとき」に該当する。

なお、305条に基づく立入検査や報告徴求がここでいう「処分」に該当するのかどうかは明らかではないが、かりに処分には該当しないとしても、立入検査等を拒んだ場合には保険業法の規定に違反したのものとして本条1項の処分対象になると解される。

(6) その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき（本条1項3号後段）

募取法のもとでは、收受した保険料を他に流用する行為が、保険募集に関する著しく不適当な行為として明文で例示されていた（同法5条1項6号）。收受保険料の流用は、通例、業務上横領罪を構成することになると思われるが、かりに刑事罰を科されない場合でも、保険募集に関する著しく不適当な行為（以下では単に「不適当行為」ともいう）にあたるのみでよいであろう。このほか、顧客の無知や高齢による判断力の低下につけ込んで、顧客に必要なない保険を売り込んで手数料を稼ぐなど、適合性原則に違反する態様で保険募集を行うような場合も、不適当行為にあたる解してよいだろう。もっとも、顧客のニーズに合致しない保険を売り込む行為は、平成26年保険業法改正により新設された意向把握義務に関する294条の2に違反

する行為ともいえるから、新法のもとでは端的に保険業法違反と捉えることも可能である。

特定保険募集人等が、顧客側の保険金不正請求に協力するような行為をした場合はどうか。故意の事故招致や保険金の過大請求を知りながら、保険会社にそれを伝えず、顧客の保険金請求手続をそのまま進めるようなケースである。このような行為は保険金詐欺という顧客の犯罪行為に加担する行為であり、保険業務に関わる者として著しく不適当な行為であることは間違いないであろう。「保険募集に関し」という文言からはやや苦しいが、顧客と保険会社をつなぐパイプ役としての行為であることから、これも広い意味での「保険募集に関し」で不適当行為をしたとみて、処分対象事由にあたりと解してよいのではなかろうか。

募取法の規制とは異なり、保険業法のもとでは、保険業法以外の法令に違反することはただちに本条 1 項の処分対象となるわけではない。保険業法以外の法令に違反する行為は、それが登録拒否事由にあたるのでない限りは、不適当行為であると判断された場合に初めて本条 1 項の処分対象となる。募取法のもとでは、不適当行為については、それを一度でも行うと永久に登録を受けることができなくなるという厳しいルールになっていたため<sup>10)</sup>、その範囲を限定的に解釈する必要があったと思われるが、保険業法のもとではそのような限定解釈をする必要はない。他の法令に違反する行為については、300条 1 項違反行為などに照らして、保険募集上不適当行為になるかどうかという観点から、本条の処分対象になるかどうかを判断すべきことになろう。

---

10) 保険業法のもとでは、登録拒否事由となるのは登録の申請の日前 3 年以内に不適当行為があった場合に限られているから (279条 1 項 6 号・289条 1 項 6 号)、不適当行為から 3 年経過すれば登録を受けることができる。



#### 4 特定保険募集人・保険仲立人の所在の不確知（本条2項）

本条2項は、特定保険募集人もしくは保険仲立人（以下「特定保険募集人等」）の事務所の所在地または特定保険募集人等の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告したうえで、当該特定保険募集人等からの申し出がないときは、登録を取り消すことができるとする。募取法にはなかった登録取消事由であるが、特定保険募集人等の所在を確知できなければ特定保険募集人等に対して適正に監督を行うこともできないから、その登録を取り消すことができるのは当然のことであるといつてよい。

#### 5 本条1項・2項による処分を行うための手続

本条1項による処分は、不利益処分であるから、行政手続法第3章の規定が適用される。これに対し、本条2項による登録取消しの処分については、行政手続法の規定は適用されない（本条3項）。これは、本条2項による処分の場合には、相手方に意見陳述の機会を与えることが事実上できず、また、処分理由が明白であるからである<sup>11)</sup>。

（登録の抹消等）

**第308条** 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、特定保険募集人又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第1項又は第2項の規定により第276条又は第286条の登録を取り消したとき。
- 二 第280条第3項の規定により第276条の登録がその効力を失ったとき、又は第290条第3項の規定により第286条の登録がその効

---

11) 保険研究会・前掲注6の文献486頁。

力を失ったとき。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により特定保険募集人に関する登録を抹消したときは、当該特定保険募集人に係る所属保険会社等にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該所属保険会社等は、第285条第1項に規定する原簿から当該特定保険募集人に係る記載を削除しなければならない。

## I 趣旨

本条は、特定保険募集人または保険仲立人の登録の抹消および所属保険会社等への登録抹消の通知と所属保険会社等における原簿からの消除について定めたものである。

## II 沿革

募取法の昭和26年改正により新設された同法7条の3が登録の抹消について定めており、同法7条の2または20条1項の規定により登録が取り消されたとき（1号）、同法7条3項の規定による届出（保険募集人の廃業・死亡・破産・合併による解散等の届出）があったとき（2号）、同法7条3項各号が掲げる場合（保険募集人の廃業・死亡・破産・合併による解散等）に該当する事実があることを大蔵大臣が確認したとき（3号）には、登録簿における登録を抹消しなければならないと定めていた。平成7年保険業法改正により、現行規定に近い規定振りとされたが、その後、大蔵大臣を内閣総理大臣に、生命保険募集人・損害保険代理店を特定保険募集人に改める等の改正を経て現在の姿となった。

### Ⅲ 解説

#### 1 登録の抹消（本条1項）

登録の抹消とは、特定保険募集人または保険仲立人が登録されている登録簿（生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿、少額短期保険募集人登録簿、保険仲立人登録簿<sup>12)</sup>）から、その登録を抹消することをいう。

登録が抹消されるのは次の場合である：

- ①307条1項・2項の規定により、特定保険募集人または保険仲立人の登録を取り消す処分があった場合（本条1項1号）
- ②特定保険募集人または保険仲立人の業務の廃止、死亡（個人の場合）、破産手続開始の決定、合併による消滅（法人の場合）、合併・破産以外の理由による解散（法人の場合）により、その登録の効力が失われた場合（本条1項2号）

登録の抹消は、登録簿から登録を抹消するという事務的な手続に過ぎず、登録の抹消によって初めて無登録の状態（275条1項柱書きにいう「保険募集を行ってはならない」状態）が生ずるわけではない<sup>13)</sup>。登録の取消しの場合には、取消しの効力は、登録取消しという行政処分が相手方（登録されていた特定保険募集人または保険仲立人）に到達することにより発生するから、この到達のときから当該相手方が無

---

12) 登録簿は、管轄の財務局または福岡財務支局に備え置かれる。法278条1項・規則214条の2。

13) 安居・前掲注7の文献1068頁は、「登録を抹消されると、当該特定保険募集人又は保険仲立人は、無登録者となり、保険募集を行うことが許されなくなる」と述べ、また、募取法コンメ・130頁〔田中啓二＝富沢泰夫〕は、保険業法280条3項・290条3項に相当する規定がなかった募取法の解釈としてではあるが、業務の廃止、死亡、破産、合併による解散等により登録の抹消が行われる場合について、「登録の抹消によって始めて」生命保険募集人らが「その資格を喪失することになる」と述べている。しかし、抹消の法的性質をこのように解するのは疑問である。

登録状態となり保険募集が禁じられることになる。一方、上記②の場合には、各事実が発生したことによって登録の効力が失われるから（280条3項・290条3項）、各事実の発生するときから無登録状態が生じることになる。

## 2 登録抹消の通知と所属保険会社等における原簿からの消除（本条2項）

特定保険募集人の登録が本条1項により抹消されたときは、内閣総理大臣は当該特定保険募集人に係る所属保険会社等にその旨を通知しなければならない。登録の効力が失われたことを所属保険会社等に知らせ、無登録となった当該特定保険募集人を引き続き保険募集に従事させることがないようにするためである。一方、登録抹消の通知を受けた所属保険会社等は、本店または支店（相互会社の場合は主たる事務所または従たる事務所）に備え置いている特定保険募集人の原簿から当該特定保険募集人に係る記載を消除しなければならない。特定保険募集人の登録の効力が失われた以上は、保険会社が保有する原簿からもその記載を抹消すべきは当然のことであり、その当然のことを定めた規定である。

本条2項は特定保険募集人にのみ適用され保険仲立人には適用がない。保険仲立人には所属保険会社等がないためである。

（洲崎 博史）